

地方消費者行政の推進に関する要望

地方における消費者行政の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 消費生活相談、苦情処理のあっせん、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供等を都市の実情に応じて確実に出来るよう、その体制整備について必要な財政措置を確実に行うこと。
2. 消費者相談業務の複雑・高度化が進展する中、消費者庁創設に伴う消費者行政一元化の取組により相談の増加が見込まれており、相談窓口の強化充実に取り組むため、消費生活相談を担う人材の育成について支援すること。